

# 水俣学通信

第 51 号  
2018.2.1

Newsletter from the Open Research Center for Minamata Studies



2017年11月29日新潟水俣病義務付け訴訟東京高裁判決後（奥田みのり氏撮影）

## 目次

### 論説：

「新潟水俣病義務付け訴訟東京高裁判決  
の意義」…………… 2  
萩野直路

### 報告：

第14期公開講座『払っているだけの介護  
保険？はじめの一步』に参加して …… 3  
近沢寿子

### 客員研究員紹介：

「記憶の問題に一歩踏み出して—水俣学  
研究センターとの出会い」…………… 4  
金翼漢

### 研究員紹介：

『「負の歴史」と向き合うために」 …… 5  
矢野治世美

### 書評：

『いま何が問われているか 水俣病の歴  
史と現在』…………… 6  
藤本延啓

### 報告：

「水俣学データベース 新たに松本勉旧  
蔵資料の音声目録とデータを公開」… 7  
井上ゆかり

「福祉環境論特講、水俣フィールドワー  
クの報告」…………… 7  
中地重晴

水俣学研究センター日録…………… 8

《論説》

## 新潟水俣病義務付け訴訟東京高裁判決の意義 —昨年11月29日言渡し、12月14日確定—

新潟水俣病第三次訴訟を支援する会 萩野直路



本判決は、原告9名全員を公健法で水俣病と認定するよう命じ、被告新潟市は上告を断念し、判決は確定した。判決は、2013年溝口訴訟・Fさん訴訟の最高裁判決に沿うものであり、2014年3月環境省新通知を実質的に否定している。

私達は、水俣病は食中毒事件であり、メチル水銀に汚染された川魚を多食して感覚障害を有する者は、水俣病である蓋然性が90%以上あり、水俣病と認定されるべきだと主張した。だが判決は、「疫学研究から得られた結果は、法的因果関係の存否判断の前提となる経験則の1つとなるものではあるが、個別具体的な判断においては、個別具体的な事情があるかを検討した上、その結果を踏まえて適用すべきものである。」としてこれまで同様これを否定した。

つまり、濃厚なメチル水銀曝露があっても、四肢末梢優位の感覚障害が他の病気で説明できるなら水俣病とは認定しないということだ。これは、公健法の患者認定制度が、常に他疾患との選別(他疾患を理由とした切り捨て)を制度上求めていると言わざるを得ない。本件訴訟も公健法上の認定棄却処分<sup>1</sup>の取消しを求めたものである以上、それに影響されていると考える。

裁判の争点は、原告が水俣病に患っているか否かであった。そして新潟地裁判決(2016. 5. 30)では、同居家族に認定患者がいらない2名を水俣病と認めなかった。これは2014年新通知に影響されたものと言える。

それに対し、東京高裁は原告全員を水俣病と認めた。判決のポイントは、水俣病である蓋然性が50%を超えるものは認定と明示したことだ。公健法の前身の救済法は、医学的見地に照らして、対象者が水俣病である可能性が50%以上と判断される場合に認定することとされており、公健法にもそれは引き継がれていると判示した。

そのうえで、「メチル水銀に対する曝露歴等の疫学的条件を具備する者について、メチル水銀曝露歴に相応する四肢末梢優位の感覚障害が認められ、当該感覚障害が他の原因によるものであることを疑わせる事情が存しない場合には、当該感覚障害はメチル水銀の影響によるものである蓋然性が高いというべきである。」と判示した。これは溝口訴訟福岡高裁判決や本件地裁判決を踏襲したものだ。

しかし私達は、ほぼ同じ原告の第三次訴訟で疫学の専門家である津田敏秀岡山大学教授を証人に立て、蓋然性とは曝露群寄与危険度割合だと主張し、本件訴訟

でも同様に主張した。2つの訴訟で、これ以外に水俣病である蓋然性(可能性)を計算する方法は被告も含め、示されていない。メチル水銀曝露があつて四肢末梢優位の感覚障害があれば97%以上の蓋然性で水俣病と言えるとの私達の主張と上記判決は整合性があり、判決の「蓋然性」は「曝露群寄与危険度割合」だと言える。

一方、2014年新通知は、「感覚障害や運動失調といった水俣病にみられる個々の症候は、それぞれ単独では一般に非特異的であると考えられ、その1つの症候がみられることのみをもって水俣病である蓋然性が高いと判断するのは困難である」ので総合的検討が必要だとしている。

しかし本判決は、「メチル水銀に対する曝露歴等の疫学的条件を具備する者について、メチル水銀曝露歴に相応する四肢末梢優位の感覚障害が認められ、当該感覚障害が他の原因によるものであることを疑わせる事情が存しない場合には、当該感覚障害はメチル水銀の影響によるものである蓋然性が高い」と述べており、これは2014年新通知の前提を否定するものだ。

さらに2014年新通知が曝露の客観的裏付けを求めていることに対し、本判決は、「メチル水銀への曝露歴を中心とする疫学的条件については、認定申請者の供述証拠に依拠する部分が少なくないものの、その客観的裏付けを欠くというだけでこれを排斥することは相当ではなく、当該供述証拠その他の資料からこれを認定することができるというべきである。」と2014年新通知の骨格さえも否定している。

中川環境大臣は12月5日の記者会見で、「現行の認定条件を変える必要はない」と述べたが、判決は、「症候の組合せが認められないため、昭和52年判断条件を満たさない場合、水俣病に患っているかどうかの判断については、公健法の趣旨、目的に照らして判断すべき認定事項である。」として、52年判断条件で棄却された者にも認定すべき患者がいることを明示している。総合的検討に関する2014年新通知も破綻したまま、判断条件の見直しを避けて通ることはできない。

篠田新潟市長は上告しない旨の記者会見で次のように述べた。「阿賀野川流域にお住まいになっていて、魚を常食していたエリア、或いは魚を常食していたファミリーの中で、こういう障害が出た場合、これは水俣病と考えるのが普通なんだと新潟市長として思っていた。」

新潟市・県、熊本県、鹿児島県は、これを踏まえて認定審査を行うことが求められている。

《報告》

# 第14期公開講座 「払っているだけの介護保険? はじめの一步」に参加して

近 沢 寿 子



昨年秋、水俣学研究センター主催の連続公開講座「払っているだけの介護保険? はじめの一步」に参加させてもらった。感じたことを述べさせていただく。

実は、私自身、実家の母(アルツハイマー型認知症)のところへ毎月遠距離介護を続けており、残念ながら公開講座の5回のうち2回を欠席。

家族の立場と介護保険制度開始から事業所を立ち上げてきた立場から関心のあるテーマであった。

2000年、介護保険制度は「介護は家族がすべき」派の政治家や福祉行政に消極的な地方首長達と斗って、やっと、介護の社会化を謳って制定された。中身は、見直しをくり返し充実されてゆくはずだった。が、いつも「家族の美德」をかかげる勢力が立ちはだかってくる。介護離職が問題になると、施設増設の方向に話がいく。そして財政問題から支援内容削減の声が出てくる。

そこには、肝腎な“本人”がぬけ落ちている。高齢になって心身が弱体化しても本人が望む生活を続けていくことができるようにサポートする事が大切なのだ。

ささえりあ帯山の那須久史さんは、住民の力について話をしてくださった。要支援者・要介護者を地域で支える実践を紹介。地域の民生委員にアンケートを3回くり返し、ニーズを引き出し関心をもってもらう取り組みだ。地域に見合う支援方法が見出される過程が大事だと思った。本人をサービスの受け手だけにせず、ある時は担い手になってもらう配慮が、自立支援・地域で生きることにつながっていると思う。住民の力は地域によって差が大きい。ボランティアを育むためのしかけ力を感じた。

水俣市社会福祉協議会の秋山真輝さんは、水俣の老々介護が約30%であることと、在宅生活を支えるヘルパーの不足が話された。専門職であるヘルパーの支援があれば我家で暮らせるのにと考える人が、しぶしぶ施設入所になる例を私はいくつも経験してきた。ヘルパー不足は待遇の面で語られることが多い。それはもちろんだが、仕事内容に対する世間の評価が低いことにも問題があるように私は思う。認知症の母が一人暮らしを続けてこれたのもヘルパーの気付きと創意工夫・見守りがあってのことだと常々思っている。誰にでもできる仕事と軽くみている現場を知らない霞ヶ関には腹が立つ。

また、胎児性水俣病患者が65才をむかえ、“障害者”福祉から介護保険のサービスへとスムーズにつながる

ことができるのか、今後の課題である。行政の腕の見せどころである。

熊本学園大学の黒木邦弘先生からは、認知症の方への差別の歴史を教えていただいた。「生活知」も学んだ。認知症の方を地域で生活している人と考える考え方である。専門職が、認知症の方をどうにかしなければと考える「科学知」に対することばである。地域の人の活動に専門職の知識を重ねることで、認知症になっても安心して暮らせる地域の実例を教えていただいた。在宅で、地域住民の見守りによって家族・医療・介護・福祉専門職の管理から解放されて生活できればと思った。

40才になれば、誰でも介護保険料を支払うことになる。財源不足で20才から徴収しようという動きもある。少子高齢化の動きは何十年前前からわかっていたことなのに、きちんとした対策をとってこなかったツケである。税金の使い方にも言いたいことはたくさんある。高齢になっても障がいがあっても安心してらせる。そんな基本的人権が守られる制度に介護保険がなってゆけないものだろうか。

保険料を納めるだけでなく、どう見なおすか、使いこなすか、みんなの意識と知恵が必要なのだと思う。家族や自分のためにも、それは地域づくりとセットである。



2017年9月26日から10月24日までの毎週火曜、水俣市公民館で開催した第14期公開講座「払っているだけの介護保険? はじめの一步」を受講いただいた水俣で福祉関係の仕事に従事している近沢氏に原稿を依頼した。

## 《客員研究員紹介》

## 記憶の問題に一步踏み出して —水俣学研究センターとの出会い

韓国明知大学校アーカイブ学専攻  
(水俣学研究センター客員研究員)

キム  
金

イク  
翼 漢



私は1990年代後半から現在までアーカイブの問題に没頭し続けてきた。近現代史を専攻した私がアーカイブに熱心だった理由は2つあった。1つには、歴史が歴史家が織り成す「意味体」であるとするれば、アーカイブはあるがままの「現場体」だと思ったからであり、2つには社会の最小限の民主的基盤を作っていくためにはアーカイブの実践が必要だと考えたからだ。20年以上追いかけてきたおかげで成果もなかった。アーカイブは私を育ててくれた土壌のようなものであった。

韓国には1990年代後半までアーカイブ学という領域自体が存在しなかった。同僚の学者たちとともにアーカイブ学と国家記録システムの形成の必要性を訴え始め、2000年には「公共機関の記録管理に関する法律」を施行することができた。21個所の大学院にアーカイブ学専攻が作られアーキビストが養成され始めたし、韓国記録学会、韓国国家記録研究院などの学術団体も設立された。盧武鉉政権では、記録管理革新ロードマップに基づき、韓国の記録管理は本格的に軌道に乗り始めた。当時「記録及び業務革新タスクフォース」の諮問委員長を務めていた私は、1週間のうち2日は大統領秘書室に、3日は大学に出勤するほどこの革新事業に力を入れた。2008年頃からは、文化芸術アーカイブ、村のアーカイブなどにも着手し始めた。アーカイブに対する社会的需要はあふれており、毎年2? 3個ずつのプロジェクトを実行しなければならないほどだった。

そうするうち、2014年4月16日、セウォル号惨事が起きた。250人の高校2年生が一挙に水葬されてしまった。大学時代以来、民主主義を目指す研究と実践活動に参加してきた私にとって、セウォル号惨事はすべてのものが崩れる経験であった。確かに民主化運動の成果として社会の大きな民主的進展があったものの、その民主主義とは250人の子供を水葬させる権力に対して、ただ無力な存在に過ぎなかった。私は惨事の起こった直後から韓半島南端にある珍島という現場で1ヶ月間、安山市(被害者の集中居住地域)という現場で3年間以上活動し続けた。犠牲になった生徒たちの通った檀園高校近くにつくられた「4.16記憶貯蔵所」を遺族たちとともに運営してきたが、社会的記憶を形成するにはまだ多くの時間がかかりそうである。私自

身は3年以上を遺族と一緒に過ごしたことで、精神的、肉体的限界にぶつかってしまった。怒りと肉体的疲労にやつれた私を見て、遺族たちがかえって休養を勧めるほどであった。そんな状態で熊本学園大学水俣学研究センターと出会った。

日本に来てみたら水俣も現在進行形であった。事件発生の後60余年も経過したが、水俣で出会った坂本しのぶさんの病いと実践が物語るように、被害者の現実の苦痛そのものであり、また終わりのない闘争であった。研究センターの人々は被害者たちと長年の間活動しつづけてきており、継続的な研究、アーカイブ管理、支援活動を落ち着いた状態で進めていた。研究者として、あるいは活動家として、社会的苦痛の問題に長期的にどう対面していくかについて1つの答えを示しているのではないかと考えられた。おかげで私には水俣学研究センターの活動を紹介する作業に入ってみる意欲が湧いてきた。「社会的記憶のアーカイブの試み—日本の水俣学研究センターのアーカイブの事例」という題で、研究・実践・アーカイブの統合—アーカイブ正義の問題、現場性の追求—集合的アイデンティティの問題、ネットワークの試み—社会的記憶の形成の問題、そして果たして誰がアーキビストなのかという質問に答えてみようという研究調査を進めている。アーカイブ実践主義(archival activism)の問題に本格的にアプローチしてみようとするこの研究が私の肉体的、精神的な問題をも解いてくれるかもしれないと期待している。

2000年、ユネスコ・アジア太平洋地域ワークショップ「国家暴力と人権侵害当事者」で、東ティモールなど10カ国の事例が発表された記憶があらためてよみがえった。社会的苦痛は、やはり被害者一人一人の個別の痛みとして見なければならない。その個別性に着目することを前提にしてこそ初めて社会構造や国家権力なども問題解決のための対象として正確に位置づけられる。私が民主主義という抽象の世界に向かってアーカイブ学を志してきたことの過ちは、これらの現場のアーカイブという個別性をもとにして、1つずつ正していかなければならないだろう。セウォル号の現場、水俣病の現場、アジア全域の国家暴力による社会的苦痛の現場—アジアの社会的苦痛アーカイブネットワーク—がその新しい出発点であるかもしれない。

## 《研究員紹介》

## 「負の歴史」と向き合うために

熊本学園大学社会福祉学部  
(水俣学研究センター研究員)

矢野 治世美



昨年4月に熊本学園大学社会福祉学部の教員として着任しました。それ以前は、和歌山人権研究所で10年ほど古文書の調査・研究や、史料集の編纂に関わる仕事をしていました。専門分野は前近代部落史・被差別民衆史で、和歌山県を主な研究フィールドとしていたので、熊本の部落史については目下勉強中です。学園大では「部落解放論」、「差別と人権」などを担当しています。

和歌山県におけるハンセン病問題について論文をまとめたこともあって、2014(平成26)年から「外島保養院の歴史をのこす会」の活動に参加しています。かつて、大阪市内には外島保養院という公立のハンセン病療養所がありました。1907(明治40)年に制定された「癩予防ニ関スル件」の規定に基づいて、全国5カ所に設置されたハンセン病療養所のうちのひとつです。外島保養院には近畿・北陸など2府10県(大阪・京都・兵庫・奈良・三重・滋賀・岐阜・福井・石川・富山・鳥取・和歌山)から患者が収容されましたが、1934(昭和9)年の室戸台風によって施設のほとんどが倒壊・流失し、当時の入所者の約3分の1にあたる173人が死亡・行方不明となる惨事に見舞われました。被災後、療養所周辺の住民や議会の反対によって、現地はおろか大阪周辺の自治体でも再建はかなわず、最終的には台風から約4年後の1938年に岡山県の長島に「光明園」(現在の邑久光明園)として再興されました。

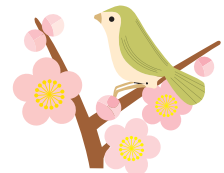
実は、大正時代末から昭和初期にかけて、神崎川河口の海拔0メートル地帯にあった外島保養院を高台に移転する計画が提案されたこともありましたが、移転候補地の住民らの激しい反対によって実現しなかったのです。台風による外島保養院の壊滅は、隔離政策とそれともなうハンセン病患者への偏見・排除がもたらした結果といえます。

今日では外島保養院があった当時のことや台風の被害を知る人は少なくなり、記憶の風化が進行しています。そして、現在2府10県に住んでいる人のほとんどは、大阪に外島保養院があったことも、故郷から引き離されて隔離された人たちがいたことも知らないのです。「外島保養院の歴史をのこす会」は、ハンセン病患者を排除・差別した歴史を反省し、過ちを繰り返さないことを目指して、外島保養院に関する記録の収集や、記憶を将来に伝える活動に取り組んでいます<sup>1</sup>。

排除・差別の歴史に向き合うという点では、部落史に関するさまざまな歴史史料は、人びとが差別と向きあい、乗り越えようと努力を積み重ねてきた記録であり、時には生き生きとした民衆のすがたを読み取ることもできます。たとえば、紀州藩では、被差別身分の牢番頭仲間が警察・行刑業務を担っていたのですが、彼ら書き残した古文書からは時代劇の捕物帳さながらの活躍をうかがうことができます。一方で、それらの史料は被差別の当事者にとっては「痛みの記憶」であることは事実であり、無視することはできません。どのような差別や人権侵害も、差別を生み出し、維持し、あるいは再生産してきた社会の歴史と向き合うことなしには克服することはできないです。

さて、水俣学研究センターのホームページでは、所蔵資料のデータベースや水俣学アーカイブが公開されています。今後の私の役割としては、資料の整理やデータベースの作成に関わっていくことになると思います。水俣病は現在進行中の課題ですが、何もしなければ水俣病に関する記憶も外島保養院のように風化してしまうかもしれません。水俣学研究センターで取り組まれているデータベース・アーカイブの公開は、いま現在直面している課題の解決だけではなく、事件の歴史・記憶を風化させないための基礎的かつ非常に重要な作業です。部落史・被差別民衆史を研究するうえで念頭に置いてきた「負の歴史」や「痛みの記憶」への視点と関わらせながら、水俣学での課題に取り組みたいと考えています。

<sup>1</sup> たとえば、パンフレットや小冊子『大阪にあったハンセン病療養所 外島保養院』の発行や、フィールドワークなどを通してハンセン病問題の啓発につとめている。



## 書評 『いま何が問われているか 水俣病の歴史と現在』

(花田昌宣・久保田好生 編、くんぶる 発行、2017年12月)

熊本学園大学社会福祉学部 藤本 延啓  
(水俣学研究センター研究員)



「水俣病を学ぶ」ことには独特の感覚がある。ここで言う「独特の感覚」とは、本書の編者のひとりである花田が「ある種の参入障壁の高さ」(花田2006, p158)と指摘するものに通じる感覚だ。花田は、新たに水俣病を学ぼうとする「レイトカマー」たちが、「事件史と現実の大きさや複雑さをまえにして研究者がたじろぎ、臆病になるのかもしれない」(同, p158)と述べているが、本書は、このように「たじろいで」いる、多くの者たちにうってつけの内容である。

本書は大きく3部構成となっている。まず第I部では、通史的な内容の第1章の後、「政府によるチッソ救済」と「現在的な未認定問題」といった、ややテーマを絞り込んだ形で、歴史的な考察が展開される。つづく第II部では、もうひとりの編者である久保田が「遠心的」(本書, p3)と呼ぶように、「水銀(水俣)条約」「カナダ水俣病事件」「補償問題」にかかわる論考に加え、水俣でのフィールドワーク体験や演劇に関するコラムもあり、水俣病に向けた幅広い視点が提示される。さらに、久保田が「求心的」(本書, p3)と呼ぶ第III部では、水俣病被害の当事者による語りとその解題、および研究と伝承の当事者による思いが展開される。

また、これら本文のみならず、水俣病を伝える・学ぶことについての現状分析と編集意図が述べられた「はじめに」「あとがきにかえて」や、資料としてコンパクトにまとめられた「水俣病事件・運動史」も、本書を通して学ぶ上では重要な役割を果たしている。

このように本書は、多彩な内容によって構成され、多様な分野・世代・立場に属する執筆者たちによって著されている。それでも総花的な印象を受けないのはなぜだろうか。それは編集の妙によるものであるのだろうが、本文冒頭、第1章「20世紀の水俣病」の果たしている役割が大きいように思える。この「20世紀の水俣病」は、熊本日日新聞社論説顧問の高峰による、平易で読みやすい歴史解説である。水俣病にかかわる膨大な情報を抑制的に取捨し、きっちりと歴史の流れを感じさせながら、軽妙な筆致でまとめた文章に、読者は引き込まれる。ジャーナリストとして長く水俣病にかかわってきた著者ならではの第1章であろう。

この第1章を読み、あらためて全体の構成に目を向けると、社会問題としての水俣病が持つ特性(あるいは、それを示そうとする本書の編集意図)を強く感じることができる。時間の流れを「タテ」、状況・内容の広がり

「ヨコ」として捉えるならば、本書では、まず第1章が強靱なタテ糸を通す。その上で各章が多彩なヨコ糸として、様々な視点と考察を提示しながら、水俣病が織りなす様々な事象を表現していく。この1冊の存在がそのまま、社会問題としての水俣病が持つ多様性・総合性を指し示しているようだ。

それは見方を変えれば、先に述べた「たじろいでいるレイトカマーたち」にとって、「水俣病」全体を眺めるための手がかりが得られるということである。まずは、本書のタテ糸とヨコ糸を手繰ることを通して全体をぼんやりと眺め、その上で自分の場所や進むべき方向を探せば良いのだ。

水俣病の公式確認から60年以上が経ち、水俣病にかかわってきた人々も歳を重ねている。その一方で、毎年1月に水俣現地で開催されている「水俣病事件研究交流集会」では、近年になって会の参加者が増加し、「若い」参加者も増えているようだ。実際、会場を後方から眺めてみると、明らかに若々しく(失礼ながら)フサフサと黒い髪の毛も多く並ぶようになったことは象徴的である。

どうやら「水俣病を学ぶ・伝える」ことは、時代的・世代的に次のステージに入りつつあるようだ。しかし、当然ながらそれは「水俣病が終わった」ということでは全くない。「学ぶ・伝える」側の主体が交代しつつあるということである。だからこそ、まさに本書のタイトル通り『何が問われているか』について、いま明らかにしておく必要があるのだろう。その意味では、本書は編者たちから「レイトカマー」たちへのメッセージであるともいえる。

そこでふと思うのは、「次のステージに入りつつある」現在において、久保田が「30・40歳代の筆者」(本書, p4)という「次の世代」の者たちが、同じように『いま何が問われているか』をテーマに書籍を企画したらどのような内容になるのだろうか、ということである。タテヨコに果てしなく広がる「水俣病」と向き合っていく上で、その広がり軸・ポイントをどこに見いだすのか。同じく「30・40歳代」である評者としても、興味深く思える。

### 〈文献〉

花田昌宣, 2006, 「水俣病事件研究の新展開に向けて: 水俣学の課題ノート」『社会関係研究』11(1・2):143-167

《報告》

# 水俣学データベース 新たに松本勉旧蔵資料の音声目録とデータを公開

水俣学研究センター研究員 井上 ゆかり

水俣学研究センターが取り組んでいるプロジェクトの1つである「水俣学アーカイブスを通じた知の集積と国際的情報発信拠点の形成」の中心課題は水俣病に関わる資料の収集・整理と公開であるが、すでに公開している資料の一つに「松本勉旧蔵資料」がある。

松本勉旧蔵資料は、元水俣市職員で水俣病市民会議の事務局長をつとめ、生涯にわたって患者支援に尽力した方の資料群である。2016年に文献資料1,185点、書籍資料1,714点、資料画像77点を公開したが、2017年12月、あらたに音声資料507点の目録を公開した。音声資料は、患者宅での聞き取りや座談会など、当時の貴重な音声で松本氏によってカセットテープに録音されていたものである。目録化するにあたり、カセットテープからデータ変換し、そのうち3点について、音声データを目録上で視聴できるシステムを構築した。当センターのホームページで、「データベース検索」のアイコンをクリックし、該当資料群名(松本勉旧蔵資料)をクリック、「詳細検索はこちら」で図1が表示される。そこで「音声有」をクリックすると図2が表示され、目録上で視聴することができる。

この新たな試みは、公害教育のみならず近年注目されてきている「方言音声データベース」などにおいて

言語学、音声学などに波及させるための検索や分析ツールの開発が今後必要になるが、その基盤となるシステムを構築した意義は大きい。

なお、2016年に公開した資料には必要に応じてマスキングをかけたが、音声データは、マスキングを行っていない。それは水俣病事件が現在進行形の問題であり、その解明には当事者たちの実相なくしてはなしえないからである。松本氏が何度も患者宅に足を運び聞き取りした情景を思い浮かべ、現在の水俣病問題を射貫く目を持ちたい。



図1



図2

※近日中に公開予定です。

《報告》

# 福祉環境論特講、水俣フィールドワークの報告

熊本学園大学社会福祉学部 中地 重晴  
(水俣学研究センター事務局長)

社会福祉学部福祉環境学科では、必修科目として、1年次福祉環境学入門、2年次福祉環境論特講、3・4年次福祉環境学演習(卒業演習)の中で、フィールドワークを組み込んでいます。水俣病や水俣市の街づくりについて、現場にでかけ、被害者や市民の声を直接聞いてきました。

昨年12月2～3日に実施した2年生の福祉環境論特講では、担当教員の下地と中地が24名の学生を引率して、水俣市でのフィールドワークを実施しました。今回は5班に分かれ、各自で研究テーマを決め、調査計画を作成し、関係者から話を聞くという調査を実施しました。1日目の午前11時に水俣駅で解散、夕方、宿泊先の湯の鶴温泉の喜久屋旅館に帰ってくることで条件で、水俣市内での移動は、公共交通機関を利用し、2日間の行動は自由というものです。

事前学習時に、面会のためのアポを取ることから、誰に会うか、日程は学生が自ら計画しますが、最初、電話をかけるのも躊躇していた学生が2日間で、成長

していくのがよくわかります。  
今年の学生たちが選んだテーマは、食とまちづくり、水俣の漁業、水俣の市街地について、温泉と観光、水俣のリサイクル・リユースについてでした。水俣市漁協を訪問し、水俣の漁業の現状を調査したのは、今回初めてでしょうか。水俣病に関心を示す学生がいなかったのは残念でした。

今年の新発見は、旅館の夕食、朝食時に、女子学生は配膳を手伝い、男子学生は食後、食器の片づけを自発的に行ったことでしょうか。性別による分業だと批判されるかもしれませんが、普段から家庭でやっているのか、バイト先の習慣かはわかりませんが、男子学生が手際よく食器を片付けたのには驚かされました。

自分たちで計画し、調べ、発表することを通じ、大学での学びとは何かを知ってもらえたと思います。この中から、水俣学に関心を持ち、将来、研究者を志す学生が出てくることを期待しています。

## 水俣学研究センター日録

## 10月

- 3日 第14期公開講座2回目：那須久史氏（水俣）  
 4日 日消連関西グループ水俣研修受入：田尻（水俣）  
 5日 水俣学講義3回目：谷洋一氏（大学）  
 6日 第34回チッソ労働運動史研究会：花田・井上・石井・磯谷・鈴木・富田・福原（大学）  
 7日 日本世代間交流学会：井上（大学）  
 第35回定例研究会：花田・中地・下地・矢野・井上・田尻・山下・小里（大学）  
 10日 第14期公開講座3回目：秋山真輝氏（水俣）  
 12日 水俣学講義4回目：平野恵嗣氏（大学）  
 16日 タイ・ミャンマー科研（海外学術調査）研究会  
 ①バンペン・チャイヤラック氏、②木口由香氏：花田・中地・藤本・井上・田尻（大学）  
 17日 第14期公開講座4回目：黒木邦弘（水俣）  
 19日 水俣学講義5回目：大川一夫氏（大学）  
 20～22日 水平社博物館避難所資料展講演会：花田・井上（奈良）  
 23日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会：花田・中地・守弘・藤本・井上・田中・斎藤（大学）  
 24日 第14期公開講座5回目：下地明友（水俣）  
 26日 水俣学講義6回目：DVD上映（大学）  
 30日 東京医科歯科大学中久木先生受入：井上（大学）

## 11月

- 6日 水俣病公式確認60年アンケート調査自由記述入力作業開始：中地（大学）  
 水俣病被害者互助会義務付け訴訟口頭弁論：花田・井上・田尻・平郡・伊東・谷・山下（熊本）  
 9日 水俣学講義7回目：吉永理巳子氏（大学）  
 10～12日 新潟大学渡邊ゼミ水俣研修受入：田尻（水俣）  
 11～12日 尼崎アスベスト患者家族の会水俣研修受入：中地（水俣）  
 12日 みなまた地域研究会：花田・中地（水俣）  
 13日 水俣病被害者互助会控訴審傍聴：花田・井上・平郡・伊東・谷・山下（福岡）  
 16日 水俣学講義8回目：藤野礼氏（大学）  
 17～18日 第49回食とみどり、水を守る全国集会in熊本：田尻・山下（熊本）

23～24日 深井先生旧蔵資料確認：中地・井上・田尻（京都）

30日 水俣学講義9回目：大木真美氏（大学）

30日～12月2日 日韓社会的企業セミナー：花田・田尻（ソウル）

## 12月

- 2～3日 福祉環境論特講・水俣研修：中地・下地（水俣）  
 4日 「水俣病において果たした科学技術者の役割」：花田（米子）  
 7日 水俣学講義10回目：田尻（大学）  
 10日 社会デザイン学会大賞授賞式：花田（立教大学）  
 11日 水俣病事件資料集編纂委員会：花田・井上・高峰・東島（大学）  
 12日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会：花田・中地・守弘・井上・田尻・斎藤（大学）  
 科研費講習会：花田・中地・井上・田尻（大学）  
 13日 公務員ゼミナール：田尻（熊本）  
 14日 水俣学講義11回目：安藤聡彦氏（大学）  
 17日 胎児性世代の被害に関するWG調査：花田・井上・田尻・平郡・谷・伊東・山下（水俣）  
 18日 京都大学講演「水俣学と地域研究」：花田（京都）  
 21日 水俣学講義12回目：下地明友（大学）  
 25日 水俣病公式確認60年アンケート調査検討会  
 26日 第35回チッソ労働運動史研究会：花田・井上・富田・鈴木・石井・福原（大学）  
 28日 災害科研研究会：花田・黒木・東・和田・高木・井上・田尻（大学）  
 毎週金曜 水俣病研究資料返却と収集：井上（熊本大学）  
 隔週火曜 健康・医療・福祉相談：下地（水俣）  
 熊本地震関連講演や研修・視察・取材、避難所資料展開催・資料展に関する取材・相談なども行いました。

## 編集後記

韓国明知大学の金翼漢氏がサバティカルで2017年7月から1年間、熊本に滞在し、水俣学研究センター客員研究員として研究活動を行っている。

新潟水俣病認定義務付け訴訟東京高裁での原告勝訴判決が今後被害者のために活かされることを祈っている。

(M・T)

## 水俣学通信

第51号 2018.2.1

編集／熊本学園大学水俣学研究センター 発行人／花田 昌宣  
 連絡先／〒862-8680 熊本市中央区大江2-5-1 熊本学園大学水俣学研究センター  
 Tel：096-364-8913(ダイヤルイン) Fax：096-364-5320  
 http://www3.kumagaku.ac.jp/minamata/ E-mail:minamata@kumagaku.ac.jp  
 印刷／ホープ印刷株式会社